

第3章

「法と開発」研究におけるエスニシティ概念

— Amy Chua の議論を参考に —

初鹿野 直美

要約：

「法と開発」研究の第3期（1980年代末～2000年代）については、①インフォーマル・ルールにも着目した法構造の立体的把握、②国家の役割の重視という2つの特徴がある。本稿では、エスニシティ概念に注目し、無制限に市場化・民主化を推進することへの警鐘を鳴らす Chua の議論を紹介する。Chua は、途上国において市場経済化と民主化を同時に追求しようとするような制度改革を敢行すると、市場化がもたらす経済支配的少数民族と多数派民族とのあいだの格差拡大と、無制限な民主化がもたらす多数派民族の国家主義的な動きによって、民族紛争の危険性が高まることを指摘し、国家がエスニシティを考慮した慎重な法制度を採用・構築することを求める。

キーワード：

「法と開発」研究、エスニシティ、市場化、民主化、経済支配的少数民族

はじめに

1960年代にアメリカで始まった「法と開発」研究は、新興独立国を自国の影響下にとどめるべく、アメリカの法制度を「輸出」することを目的として開始された。この運動は、アメリカがベトナム戦争の敗北に直面するなかで、しだいに運動は限界を迎えたが、それは決して消滅したわけではなく、かたちを変えたり、変えなかったりしながらも、今日に至っている（松尾[2004:50-54], 安田[2005:5-9], Chua[1998:11-21]）。本稿では、1980年代後半以降に一時期の停滞から再興を果たした「法と開発」研究の特徴をまとめる。そして、その代表的論者のひとりである Amy Chua の Chua[1998]の議論にのっとり、「市場経済」と「民主主義」を同時に追求すると生じる衝突の要因であるエスニシティ概念についての分析をまとめる。そのうえで、Chua[2002]に基づいて現状に対する解決策の提案を紹介したい。

第1節 「法と開発」研究の時系列的推移—松尾による分類

「法と開発」研究について、黎明期から今日にいたるまでを連続的に捕らえる松尾は、研究関心・内容の推移を3つの時期に分類して理解している（松尾[2004:50-54], 安田[2005:5-9]）。第1期は1960年代～1970年代前半をさし、個人主義・自由主義・民主主義的な社会思想、近代化論的な「発展」観および社会工学的法律観に立脚したもので、アメリカの法律を新興独立国に輸出することを目的とした。この時期の代表的な論者は Trubek や Galanter である。対外的には、法を移植した中南米で想定していたような成果が得られず、軍事主義・権威主義的な政治体制を追認せざるをえないような結果になってしまったこと、国内的にはベトナム戦争の反戦運動や公民権運動の高まりから、自らの制度を輸出し続けることへの矛盾が露呈してきたことで限界が生じた。援助資金の途絶を機に、当時の論者たちは一旦この研究分野の終焉を

宣言した。しかし、その後も研究は続けられ、第2期としては1970年代後半～1980年代前半に、平等主義・社会主義的な社会思想、近代化論を批判する従属論的な「開発」観および計画主義的・介入主義的な法律観に立脚した研究が行われた。そして、現在にいたる第3期では、1980年代後半以降、新自由主義・多元主義の社会思想、ポストモダンの・脱イデオロギー的な開発・発展観および制度理論的な法律観に立脚した研究が展開されている。

第3期の特徴としては、以下の2点を挙げる（松尾[2004:53-54]）。①インフォーマル・ルールにも着目した法構造の立体的把握、②法改革プロセスにおける国家の役割の重視である。インフォーマル・ルールへの着目については、「第1期「法と開発」研究の自由主義・民族主義・法の支配の価値を承認しつつも、それに向けた法改革のプロセスにおいて、各々の発展途上国におけるインフォーマルなルールが無視できないことを自覚」したために、着目が不可欠という認識が広まった。また、国家の役割の重視については、「自由化のプログラムを確実かつ計画的に遂行し、国内の民族構成、歴史、文化も考慮に入れ、再配分システムを含む包括的システムを長期的に一貫して構築するための国家の賢明なイニシアティブが期待されている」という立場の論者を多く含む。これらは、制度理論の発達の影響を大きく受けている（松尾[2004:53-54]）。

本稿では、特に第3期の代表的な論者の1人である Amy Chua の議論を、Chua[1998]および Chua[2002]を中心にまとめていくことで、第3期の特徴を明らかにする。

Chua は、「市場経済」「民主主義」を追求するなかで、エスニシティという要素に注目した対策を政府が慎重かつ賢明に選択しなければ、両者を同時に追及する際、構造的問題が原因で生じる深刻な破滅を防ぎ得ないことを指摘する。エスニシティの要素の実態は「特定のエスニシティに特有の習慣的行動様式・その他の文化的行動パターン」である。このような文化的要因は、すなわちインフォーマル・ルール的一种であるといえることができる。これは、「制度理論が新古典派経済学の選好最大化行動仮説によっては説明できない

ものの人々の行動の現実の規定要因として重視するものにほかならない」(松尾[2004:59])。Chua の議論では、ルールの内容そのものには深く立ち入らないが、ルールの存在そのものが構造全体に与える影響を論じたものであると位置づけられると筆者は理解する。

また、2つ目の特徴である「国家の役割」について、Chua は市場化と民主化を、エスニシティという要素に十分注意しながら慎重に政策を選択していく必要性を訴えており、その政策の選択および遂行に際しての政府の役割の重要性について再三触れている。ゆえに、2つ目の特徴も十分に兼ね備えた議論を行っているといえる。

第2節 エスニシティ概念をめぐる議論—Chua のエスニシティ論

1. 市場化・民主化の追求とエスニシティ

Chua[1998]の概要を紹介する。Chua の議論の主旨は、貧しい多数派民族と経済的に豊かな少数民族が共存しつつも再分配が十分にされていないままの途上国で、先進国ですらかつてやったことのないような「市場経済」と「民主主義」の同時的な追求に敢行すると、民族経済的憎悪を生じ、民主化により発言力を得た多数派による民族国家主義運動へと連なり、最終的には市場破壊的な事態が生じたり民主化が後退するような事象が生じる、と論じている。ゆえに、多くの途上国政府は、先進国の視点からすると必ずしも望ましいものではない、次善の策のなかから政策を選択し、エスニシティに留意をした市場化・民主化を行わざるをえない。Chua はこのような政策を「the best of the second best solutions」と称し、安易に、無制限な市場化・民主化を進めようとする姿勢に警鐘を鳴らしている。

「エスニシティ」が大きな問題となりうる途上国モデルは以下のとおりである。まず、4つの条件を満たした途上国を想定する。

条件1：経済的低開発

条件 2 : 深刻な民族分裂

条件 3 : 経済支配的少数民族の存在

条件 4 : 「国家の真の所有者」を主張する貧しい多数派民族の存在

このような条件を満たした X 国が、市場化と民主化を同時追求する事態を想定する。すると、以下のような結果がもたらされると考えられる。

結果 1 : 市場化の結果、多数派民族もわずかながらに経済的地位が向上するが、経済支配的少数民族による支配の継続が、多数派民族の持続する貧困とあいまって、多数派民族による民族経済的憎悪が誘発・維持・激化される

結果 2 : この事態に民主化が加わると、多数派民族の民族経済学的憎悪が、「真の国家の所有者」としての思いが、経済支配的少数民族の経済支配を消滅させることを目指した強い民族国粋主義的運動へと変形していく

結果 3 : その結果、X 国における市場化と民主化は同時に維持することが困難な状況になる。すべてのモデルの条件が満たされた場合、次の 3 つの結果のうちのいずれか／ひとつ以上がもたらされる。

1) 民族を標的にした反市場的反動、2) 経済支配的少数民族の排除を目指した行動、3) 民主化からの後退。

具体的な事例としては、南アフリカの貧しい多数派民族としての黒人と経済支配的少数民族としての白人、カザフスタンの多数派民族としてのカザフ人と経済支配的少数民族としてのロシア人、ベトナムでの多数派民族としてのベトナム人と経済支配的少数民族としての華人の 3 つのケースを挙げてモデルに当てはめている。ここでは、もっとも条件に適合している南アフリカの事例と、東南アジアで広く観察される経済支配少数民族である中国人に焦点をあてたベトナムの事例を、簡単に紹介したい。

南アフリカは、黒人社会が直面している経済状況と白人社会の経済状況がまったく異次元にあるために、一口に経済的低開発ということはできないが、5%の人たちが 85%の人々が消費する量よりも多くを消費しているという

現実にかんがみて、その経済格差は、低開発の条件を満たしていると捉えてもやむをえない。条件2～4については、深刻な民族分断があり、経済支配的少数民族としての白人がおり、「国家の真の所有者」であると主張する貧しい黒人多数派がおり、Chua が想定したモデルの条件をもっとも満足している国のひとつである。

南アはアパルトヘイト撤廃後、民主化を進めると同時に、市場志向国家経済戦略を打ち出した。民営化や経済規則の撤廃、外国投資の奨励が行われている。しかし、外に対して開放的である政策をとりつつも、南ア政府は国内に対しては、結果3の1)「民族を標的にした反市場的反動」とも解釈しうる政策を採っている。たとえば、土地保有権について、実質的に農村における白人の土地利用・譲渡を制限して、黒人の土地保有を確保しようとする制度を制定している。ほかにも、水資源の国有化を通じて効率化をすすめるという名目で黒人の権利を拡張したり、アフーマティブ・アクションを拡張し黒人の雇用を義務付ける雇用機会均等法を制定しようとする試みが行われており、多かれ少なかれ、市場化・自由化の報告からは逆行する政策が取られている。Chua は、今後このような緩和策で黒人の経済状況が改善されなければ、将来的にさらに「極端な手段」が講じられるのではないかということを目指する。

ベトナムは、経済的低開発にある国のひとつであり（条件1）、多数派民族であるベトナム人の国家である（条件4）。古くから中国人が多く出入りしている国であり、都市部にいる少数の中国人が経済的に大きな力を持っている。これをもって経済支配的であるか否かを断言できるか否かは困難であるが、経済自由化が進むにしたいが、都市部に居住する中国人たちの経済的繁栄と、ベトナム民族の多数派の貧困状況とのあいだでの格差が存在することは共有されうる認識であるため（条件2、3）、条件すべてをある程度満たした状況にあると判断しうる。ドイモイの進展によって自由化は進んでいるが、ベトナム政府は民主化については慎重な態度をとっている。ゆえに、ただちに、想定されるような結果が生じるということはない。しかし、他の途上

国同様に民主化をすすめるプレッシャーがかけられた場合、結果2のような国家主義的な運動の盛り上がりにつながることは否定できないだろう、とする¹。

結論部では、このような途上国で市場化を推進すると、ある一部の人たちが他を凌駕して莫大な富を得ることがあり、特に特定のエスニック集団が市場を活用して利益を得るようなケースと連動すると、国を不安定にしてしまう原因となると主張する。このように市場を用いて富を得るグループは、しばしば多数決原理のもとでは支持されないグループであることから、このようなことが起きる国での市場化と民主化は、互いに“強化しあう”ことがなく、高成長をもたらすものではない。そして、市場化、民主化、エスニシティの3要素が絡んだ場合、かえってグループ間の緊張が高まってしまう。そうであるにもかかわらず、民族紛争は決して低開発の一部として片付けられる問題ではなく、市場化・民主化を推進して簡単に解決される問題ではないという認識が、多くの関係者のあいだで欠如してしまっていることを指摘して、本論文を終えている。

2. Chua[1998]の意義と課題

Chua[1998]は、市場化と民主化が両立困難な課題であるという、当然でありながら、開発援助プロジェクトにかかわる法学者のあいだで十分に共有されていなかった課題に正面から取り組んだという点で意義深い。両立困難となる構造的問題の要因として挙げているエスニシティについて、Chuaは法制協力に携わる多くの関係者が、民族紛争を低開発の一側面であると考え、開発を進めればそのような紛争は必然的に解決されると楽観的に考えてきたのではないかと指摘する。また、エスニシティに起因する紛争は、学者たちにとって「自分たちの責任外にある」と捕らえられてきたことを指摘する(Chua[1998:19-21])。

エスニシティは数値化ができず、合理性の枠で捕らえることが困難極まりない概念である。善意からなるはずの「援助」がエスニシティ間の対立を煽

ってしまうことという事例は、過去にも多くの経験があり、直接・間接に援助が民族紛争に負の影響を及ぼした事例が数多く挙げられる²。特に紛争・平和構築の観点からは、援助物資が本当に必要な人にいきわたるようにすることの困難さは、決して楽観的に語られていない。法学の見地からも、「市場経済」や「民主主義」を推進するプロジェクトが、エスニシティというインフォーマルな部分を刺激して、その副次的作用が社会の本質的な部分にもたらしうるという事実を十分に踏まえるべきであるということを指摘したという点に、Chua 論文の最大の功績があるといえる。

一方、以下にあげる点について、今後の分析が待たれる。まず、多くの国の事例を分析するために、Chua はエスニシティ概念を融通性をもって使用している。Chua[1998:10]では、“an inclusive conception of ethnicity”としてエスニシティを理解すると述べており、人種や地理的な要素、言語、宗教、部族、その他の文化的境界など、アイデンティティにかかわる重要なものすべてを包括的に捉えて「エスニシティ」と定義している。このことは、厳密にエスニシティを論じるあまり、紛争が起きていること自体から目を反らしてしまう恐れを思えば、歓迎すべきことなのかもしれない。しかし、エスニシティに起因する憎悪が、他の憎悪とどのように異なるのか、概念をあまりに広く定義することで、かえって説得性を失ってしまうことが懸念される。

また、ここで挙げられている事例が必ずしもモデルに十分に当てはまるものとなっていない。たとえば、ロシア人とカザフスタン人の関係は、人数的にはいずれかを多数派・少数派にわけて論じられるほどのギャップがない。これは、1つ目の指摘同様に、横断的に多くの国の事例を挙げようとするがために生じた問題だと考えるが、説得性をもつためには、よりよく条件に当てはまる事例を挙げるべきであっただろう。

モデルでは、憎悪から紛争へと発展するルートが当然のこのように扱われている。そして、そのルートが途中で遮断されうる可能性やその方法については十分には触れられていない。政府が民族対立を引き起こしかねない課題に取り組む際は、多数派民族の民主的な支持を受けているか否かという漠

然とした状態だけではなく、いまし掘り下げて分析をしていく必要があるのではないだろうか。たとえば、本論文中では、南アフリカの事例で、比例代表制を採用し、名簿上位に極端な候補者が入らないように留意している点を指摘している程度である。政治制度、政党の体制や種別がどのようになっているかは、民族対立を煽る政策／緩和する政策を採用する際に大きく影響してくる。しかし、本論では「民族政党の有無」などの政治参加のルートが確保されているかといった点については触れられていない³。そして、このような政党が存在した場合、経済格差の問題以外にも、何が政治において争点化するのかによって、国を二分するような紛争が生じるか否かという結果は変わってくるであろう。

また Chua は、「強い」マイノリティがもたらす影響の大きさを十分に指摘した。一方、「弱い」マイノリティの姿は Chua の議論からは見えてこない。彼らこそ、連帯する相手もおらず、民主化・市場化のなかで負の影響を受け、たとえ経済的に負の影響を被ったところで、政治的にアピールする力をみずから十分発揮しえない人々である。その部分への光を当てることは、Chua 論文が課題とするところではないのかもしれないが、社会としては論じることが避けられない課題であろう。

3. エスニシティ問題の解決に向けて—Chua[2002]の試論

Chua はその後 2002 年に *World on Fire: How Exporting Free Market Democracy Breeds Ethnic Hatred and Global Instability* を執筆している。そのなかで、東南アジア経済を支配する華人、ロシアで新興財閥を形成したユダヤ人大富豪、ルワンダで虐殺の標的とされたフツ族などの事例を挙げ、グローバル化の経済的帰結として、民族的な憎悪と結びついた莫大な経済格差が生じていることを指摘する。また、政治的帰結として、これらの少数民族に対して財産没収が繰り返されたり、逆に少数民族による支配が強化される事例が挙げられている。そしてさらには、アメリカが 9.11 のテロを経験したことで、世界経済における経済支配的少数民族として憎悪の対象とされているのではないか

ということも議論している。

Chua[1998]は「次善の策のなかでもっともよいもの」を政府が選択せざるをえないことへの理解を示す。しかし、松尾は、このような次善策が恒久化することへの懸念を示している（松尾[2004:60]）。「その後」のシナリオを示すことが、開発と法研究に携わるものとしての課題となる。その回答の一部を示すものとして、Chua[2002]はいくつかの解決策について触れている。以下では、Chua[2002]の議論について、松尾に対する回答にあたるのではないかと考えられる部分を中心に紹介する。

経済力や教育水準の面で民族間に大きな格差がある旧植民地に「制限のない市場経済」を導入すると、大衆の不満が高まって、一触即発の状態が生まれ、「制限のない民主主義」の暴発を招いてしまう。その状態を避けるために「市場経済」と「民主主義」が本来持っている不平等性や危険性に正面から対処するような解決策を大きくわけて3つ、そして、そのような暴発の事態を防ぐために経済支配的少数民族がなしうる対策を提言している。

「市場経済」と「民主主義」がもつ不平等性および危険性に対処するための正面からの解決策としては、①経済支配の要因にアプローチし、競争条件の平等化を目指すこと、②市場経済がもたらす利益を再分配すること、③見せ掛けの民主主義や単純多数決主義から脱却すること、といった解決策を提示すると同時に、これらの解決策の実現が決して簡単な処方箋とはなりえないとも述べている。

1 つ目では、経済支配の要因にアプローチして、競争条件の平等化を目指すことを求める。もっとも、実際に経済支配的少数民族による経済支配がなぜ成立するのかという点についてはほとんど解明されていないことために対処が難しい。非常に長期的な視点からみれば、「教育」がある種の解決策になるかもしれないが、民族経済的憎悪による緊急的な課題には対処しえない。

2 つ目として、市場経済がもたらす利益を（再）分配することによる解決を求める。これを実現するためには、具体的に3つの手法が考えられる。もっとも一般的な手法としては、課税と所得移転による再分配があるが、途上

国に蔓延する汚職とそもそものパイの大きさを考慮すると、実現可能性は低い。そこで、2つ目の手法として、De Soto[2000]による「貧民に財産を与え、その権利を法律によって正式に保護する」ことで、貧民にも市場経済の利益が分配されるという議論を挙げている。しかし、Chua 自身はこの議論は理想主義に過ぎるとしている。これまでの財産制度が最終的には少数者のみの富を増大させる結果となっていたことに鑑みると、公的財産制度に変更を加えても、限界は自明なのではないかと考えられる。3 つ目の手法として、マレーシアで行われたような差別撤廃措置のような方策を採ることを挙げている。一部の国での成功例が見られるが、民族対立が深刻な状態にまでいたっていると、結局財産没収や流血の惨事につながる危険性が大きい。

3 つ目としては、見せ掛けの民主主義や単純多数決主義からの脱却することでの解決を提案する。民主主義は、独立した司法部や、憲法で多数決に一定の制約をかける仕組みを組み込んだ民主主義でないと、安定が保てないことを指摘しており、そのような制約を付することと並行的な取り組みを行っていくことを提案する。

さらに、経済支配的少数民族に対しては、一方で経済力格差に根ざして人びとの反感の対象とされていることを承知しつつも、経済成長や開発に貢献しうる能力資源をもった存在としての期待を示す。このような能力を生かすために、民族主義とあいまった「反感」を緩和することは不可欠な作業である。Chua はこの方法として象徴的なものとしての社会貢献活動を推奨する。

いずれの解決策も、Chua 自身が困難性を指摘しており、万能薬は存在しない。

4. インフォーマル・ルールについての若干の捕捉

ここで、インフォーマル・ルールについて、若干の捕捉をしておきたい。Chua がエスニック問題の解決策の1つとして紹介した De Soto の議論ように、インフォーマル・ルールをフォーマルなものにする（形式化する）ことで、経済支配的少数民族と経済的に弱い立場にある多数派民族とのあいだの緊張

を緩和することができるのではないかという主張は、Chua の指摘するように理想論であるかもしれない⁴。インフォーマルな部分を重視するということは、それを形式化するというかたちで解決されうる問題なのだろうか。興味深い解決方法であるように見えるが、どこまでが形式化されるべきなのかということは、まさしく国家の能力の問題や権力性の問題とも関連してくる。また、たとえ現段階において近代的な権利として承認されていないものを改めて承認したとしても、その用い方、すなわち資本主義のルールに十分熟知していないうちに「ゲーム」に参加することは、なげなしの財産すらも失わせてしまう危険を犯すのではないだろうか。

むすび

Chua はエスニシティという概念を「法と開発」研究のなかで検討すべき事項としてアジェンダにのせた。経済支配的少数民族という存在への着目し、インフォーマル・ルールの一部を明らかにすることに努めた。また、その試みのなかで、エスニシティを政策の選択する際に、慎重に考慮するということを実現するために、「国家」の持つ役割を重視した。

Chua[2002]の冒頭で、Chua が経済支配的少数民族に関心をもつにいたった理由として、フィリピンで経済支配的少数民族の華人の1人としての生活を送っていた叔母が強盗に遭った殺害されたという原体験を告白している。Chua の議論は、「開発法学」「法と開発」研究の範疇を超えているのではないかともいえる。開発にかかわる法学がどこまでをターゲットとして取り組むべきなのかは、議論のあるところであろう。しかし、Chua[1998]が指摘しているように、旧来のパラダイムではエスニシティという要素をそれぞれの責任の範囲を超えたところでの問題であるとして敬遠しあったなかで、数多くの民族対立・紛争が起きており、そしてそれらは放置されてきた。このような過去の反省のもとにたち、果敢に法学の分野からエスニシティという要因

を取り込む取り組みを繰り返しているといえよう。Chuaは「エスニシティ」に焦点をあてたが、他にも既存の学問領域が十分にカバーしきれてこなかったようなインフォーマル・ルールにかかる分野については、取り組みを敬遠しあうべきではなく、互いの研究蓄積を融通しあって取り組むことが求められるというメッセージを読み取ることができるのではないだろうか。

[注] _____

¹ Chua [2002]では、経済支配的少数民族としての中国人・華人について、インドネシアでの暴動の事例を挙げ、経済民族的憎悪が沸きあがった結果、本来の憎悪は経済支配的な行為を行っている層の中国人に向かうべきところを、そのような行為となんらかかわりのないはずの中小の中国人小売店主たちの店舗への民衆の攻撃などが生じたことに触れている。

² アフリカでの援助はUvin [1999]の *Aiding Violence: The Development Enterprise in Rwanda* に報告されているように、援助が紛争を助長させてきたケースもある。

³ 経済格差についての政治経済学的分析については、小林[2007]を参照。

⁴ De Soto の議論は、途上国／貧民はけっして“貧しい”のではなく、すでに持っているものを形式化することで、先進国／豊かな人たちだけのものと思われている「資本主義」の世界に入っていくことができ、共存は可能と論じている。たしかに、途上国の現状を短絡的に「貧しい」と結論付けるのではなく、状況を前向きに捉えようとした議論は興味深い。なお、Kennedy[2000]は、De Soto の議論に触れる議論のなかで、途上国の論者のほうが、実はインフォーマルな文脈を重視しない傾向にあるのではないかと指摘する。

参考文献

<日本語文献>

- 小林誉明[2007]、「格差と再分配に関する政治経済学の研究動向」(『アジア研・ワールド・トレンド』第136号、2007年1月、pp.8-11)。
- 松尾弘[2004]、「「法と開発研究」とは何か」、『社会体制と法』第5号、2004年6月。
- [2005]、「国際開発援助と「法の支配」」、『社会科学研究』56巻5・6号、東京大学社会科学研究所、2005年3月、pp.109-137。
- [2006]、「「法の支配」概念の柔軟化とアジア法の分析視覚—「法の支配」の重層性・段階性・動態性の観点から—」、アジア法学会編『アジア法研究の新たな地平』成文堂、pp.141-166。
- 安田信之[2005]、『開発法学—アジア・ポスト開発国家の法システム』、名古屋大学出版会。

<英語文献>

- Chua, Amy [1998], “Market, Democracy, and Ethnicity: Toward a New Paradigm for Law and Development”, *The Yale Law Journal*, Vol. 108 (1), pp. 1-107.
- [2002], *World on Fire: How Exporting Free Market Democracy Breeds Ethnic Hatred and Global Instability*, William Heinemann. (邦訳『富の独裁者：驕る経済の覇者、飢える民族の反乱』、久保恵美子訳)
- De Soto, Hernando [2000], *The Mystery of Capital: Why Capitalism Triumphs in the West and Fails Everywhere Else*, Basic Books.
- Kennedy, David [2003], “Laws and Developments”, in: John Hatcher and Amanda Perry-Kessaris (eds.), *Law and Development: Facing Complexity in the 21st Century*, Cavendish, pp.17-26.
- Uvin, Peter [1998], *Aiding Violence: The Development Enterprise in Rwanda*, Kumarian Press.